

## 指定入院医療機関の整備（1）

<p>[対象者の見込み][当面の整備目標数]</p> <p><b>300人</b></p> <p>毎年の新規入院患者数見込み</p> <p><b>24病棟程度</b></p> <p>運営病棟 30床 予備病棟 3床</p>	<p>[設置主体]</p> <p>・法律上、設置主体は、国、都道府県、特定(地方)独立行政法人に限定。</p>
---	---



指定入院医療機関は、精神医療を専門に実施している国と都道府県の既存の病院において、対象者の増加に応じて段階的に整備。

22

## 指定入院医療機関の整備（2）

### [確保目標]

⇒ 地域バランスを考慮し、人口500万人あたり1か所程度を整備する予定。

### [地域ブロックごとの確保数(現時点での想定)]

北海道・東北	3 か所程度	関東甲信越	8~9 か所程度
東海・北陸	2~3 か所程度	近畿	4~5 か所程度
中国・四国	3 か所程度	九州	3 か所程度

※概ね2~3カ月で2カ所程度ずつの開設を目指す。

23